

監理団体の業務の運営に関する規程(別表)監理費一覧表

初年度

費用項目	数	課税区分	1人あたりの費用	1社あたりの費用	ご請求額	お支払時期	備考
組合出資金(1口)	1	非課税		0	0	面接迄	非課税
組合加入申込金 ※1	1	不課税		0	0	面接迄	不課税
現地採用選考費用	1	不課税		100,000	100,000	面接迄	国外における役務の提供につき不課税
現地渡航費用(航空券、宿泊費含む)	0	不課税	0		0	面接迄	国外における役務の提供につき不課税
現地アテンド費用	1	不課税		0	0	面接迄	国外における役務の提供につき不課税
①面接前諸費用			0	100,000	100,000		
入国前現地教育費用	1	不課税	15,000		15,000	入国迄	国外における役務の提供につき不課税
入国前諸費用(書類作成・申請等)	1		38,500		38,500	入国迄	
技能実習計画申請手数料	1	非課税	3,900		3,900	入国迄	御社から直接、技能実習機構へお支払い願います。
実習生の来日航空券代	1	免税	70,000		70,000	入国迄	片道航空券(超過荷物料金込)※変動する可能性があります。
入国時配属時のアテンド費用	1		22,000		22,000	入国迄	
入国後法定講習費用(1ヶ月間) ※2	1		132,000		132,000	入国迄	入国後法定講習176時間
実習生の講習手当(初任給までの食生活費含む)	1	不課税	80,000		80,000	入国迄	不課税
国民健康保険料(入国後1ヶ月分)	1	非課税	2,000		2,000	入国迄	御社から直接、お支払い願います。
法的保護講習費用(専任講師招聘費用他)	1			33,000	33,000	入国迄	専門知識を有する講師を招き、受講は必須科目となります。
健康診断受診料	1		11,000		11,000	入国迄	企業配属までの研修期間に健康診断を受診します。
組合年会費 ※1	1	不課税		12,000	12,000	入国迄	不課税
技能実習生総合保険	1	非課税	11,130		11,130	入国迄	出入国管理及び難民認定法第2条の規定により加入。
JITCO年会費 ※3	1	不課税		0	0	入国迄	任意加入となります。
②入国前諸費用			385,530	45,000	430,530		
組合監理費(年額) ※4	1		396,000	0	396,000	毎月	30,000 × 12ヶ月
ベトナム送出監理費(年額)	1	不課税	60,000		60,000	毎月	5,000 × 12ヶ月 現地送出機関への費用
在留資格変更許可申請手数料	1			27,500	27,500	8ヶ月目	
入管申請印紙代	1	非課税	4,000		4,000	8ヶ月目	非課税
技能実習計画申請手数料	1	非課税	3,900		3,900	8ヶ月目	御社から直接、技能実習機構へお支払い願います。
技能検定試験料(技能実習2号へ移行の為)	1	非課税	20,000		20,000	8ヶ月目	非課税
③入国後諸費用			483,900	27,500	511,400		
④入国前後及び1年目費用			869,430	172,500	1,041,930		

2年目以降毎年

組合年会費 ※1	1	不課税		12,000	12,000	初月	不課税
技能実習生総合保険	1	非課税	11,130		11,130	初月	任意加入、補償内容により保険金額は変動します。
JITCO年会費 ※3	1	不課税		0	0	初月	任意加入となります。
組合監理費(年額) ※4	1		396,000	0	396,000	毎月	30,000 × 12ヶ月
ベトナム送出監理費(年額)	1	不課税	60,000		60,000	毎月	5,000 × 12ヶ月 現地送出機関への費用
在留期間更新許可申請手数料	1			22,000	22,000	8ヶ月目	
入管申請印紙代	1	非課税	4,000		4,000	8ヶ月目	非課税
⑤2年目以降費用			471,130	34,000	505,130		

帰国年度

組合年会費 ※1	1	不課税		12,000	12,000	初月	
技能実習生総合保険	1	非課税	11,130		11,130	初月	任意加入、補償内容により保険金額は変動します。
JITCO年会費 ※3	1	不課税		0	0	初月	任意加入となります。
組合監理費(年額) ※4	1		396,000	0	396,000	毎月	30,000 × 12ヶ月
ベトナム送出監理費(年額)	1	不課税	60,000		60,000	毎月	5,000 × 12ヶ月 現地送出機関への費用
在留資格変更許可申請手数料	1			0	0	8ヶ月目	
入管申請印紙代	1	非課税	0		0	8ヶ月目	非課税
技能検定試験料(技能実習3号へ移行の為)	1	非課税	0		0	8ヶ月目	御社から直接、技能実習機構へお支払い願います。
実習生帰国時航空券代	1		0	0	0		弊組合で負担します。
⑥帰国年度費用			467,130	12,000	479,130		

※1 組合加入申込金、年会費につきましては、消費税法基本通達(11-2-6.5-5-3.5-5-4.)により不課税となります。

※2 企業様の都合により、研修期間が延長された場合は追加料金が発生します。(1人当たり5,000円/日)

※3 資本金額により変動: 資本金3億円超=30万円/資本金3千万以上3億円以下=75,000円/資本金3千万円未満=50,000円となります。任意加入となっており費用は省いております。

※4 1か月に1回以上、弊組合の役職員が実習生の配属先へ赴き、技能実習の実施状況を確認するとともに、認定された技能実習計画に基づいて技能実習を適正に行われるよう指導を実施します。年額表示となっており、毎月のご請求は備考欄の12分の1の金額となります。また在籍している実習生の人数によって割引がございます。

※ 上記の受入費用以外に日本人スタッフと同様に実習生の給与・保険料等の費用が発生します。

※ 尚、この費用明細書につきましては概算費用となります。